

令和4年12月9日

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」
不適合事案の報告について

この度、本学の教育職員が他機関と実施していた共同研究において、国の定める「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に違反する重大な不適合が判明しましたので公表いたします。

(内容)

研究代表機関で倫理審査委員会の承認を受け開始した多機関共同研究において、本学教育職員は、共同研究機関であり所属機関である本学の倫理審査を受審せず、研究代表機関より研究データの提供を受け、研究を実施していました（令和3年12月13日、研究代表機関の倫理審査委員会において、本学教育職員を共同研究者から外す手続きを行い、本学教育職員と当該共同研究との関わりは消滅しています。）。

人を対象とする生命科学・医学系研究の実施に当たっては、倫理審査委員会の審査を受け研究機関の長の許可が必要であり、その逸脱は、不適合の程度が重大とされています。

今般、本学の臨床研究に関する信頼を損なう重大な事案が発生したことを受け、深くお詫び申し上げますとともに、本学教育職員への指導と研究に関する各種倫理指針の遵守徹底を行い、今後このようなことがないよう再発防止に努めてまいります。

なお、本件について、研究データのねつ造や改ざん、被験者の方々の健康被害、個人情報の流出はございません。